

連携中枢都市圏形成に係る連携協約  
の一部を変更する連携協約

令和2年7月8日

郡山市 田村市

郡山市と田村市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を  
変更する連携協約

郡山市と田村市が平成31年1月23日付けで締結した連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部  
を変更する連携協約を次のとおり締結する。

第1条 原協約第3条関係別表3(5)を次のように改める。

別表(第3条関係)

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

| 取組                         | 内容  | 郡山市の役割   | 田村市の役割                                     |
|----------------------------|---|--|--|
| (5) 災害対策・<br>住民の安全安<br>心確保 | 災害発生時における<br>相互応援の円滑化や<br>広域連携による地域<br>防災力の向上、減災<br>・防災体制の強化<br>等、住民の暮らしの<br>安全安心確保に向け<br>た各種対策に取り組<br>む。 | 田村市と連携し<br>て、災害対策・住<br>民の安全安心の確<br>保に主体的に取り<br>組む。 | 郡山市と連携し<br>て、災害対策・住<br>民の安全安心の確<br>保に取り組む。 |

第2条 その他の条項については、原協約のとおりとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、郡山市及び田村市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年7月8日

郡山市

郡山市長

品川 萬里



田村市

田村市長

本 田 江 一

